(c)　四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね９箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後９箇月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d)　半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね７箇月から９箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（⑹ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６箇月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e)　次の連結会計年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合　当該次の連結会計年度の経営成績の概要（連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

c　［略］

d　ｃに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下ｄにおいて同じ。）に係るｃ(d)に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るｃ(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

e　［略］

⑹　財務諸表

a　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下ａにおいて同じ。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近２事業年度財務諸表」という。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、⑹ただし書、⑹ａただし書、⑹ただし書及び⑺ただし書の規定により、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書又は中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、⑹、⑹ａ、⑹及び⑺の規定により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

b　指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合（⑸ｄに該当する場合に限る。）には、⑹（ｂを除く。）から⑺までの規定により記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、⑹（ａただし書及びｂを除く。）から⑺までに準じて記載すること。

(c)　四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね９箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後９箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d)　半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね７箇月から９箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（⑹ただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６箇月の業績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e)　次の連結会計年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合　当該次の連結会計年度の業績の概要（連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

c　［同左］

d　ｃに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下ｄにおいて同じ。）に係るｃの(d)に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るｃの(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

e　［同左］

⑺　財務諸表

a　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下ａにおいて同じ。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近２事業年度財務諸表」という。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、⑻ただし書、⑼のａただし書、⑽ただし書及び⑾ただし書により、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書又は中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、⑻、⑼のａ、⑽及び⑾により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

b　指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合（⑸のｄに該当する場合に限る。）には、⑺（ｂを除く。）から⑿までにより記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、⑺（ａただし書及びｂを除く。）から⑿までに準じて記載すること。